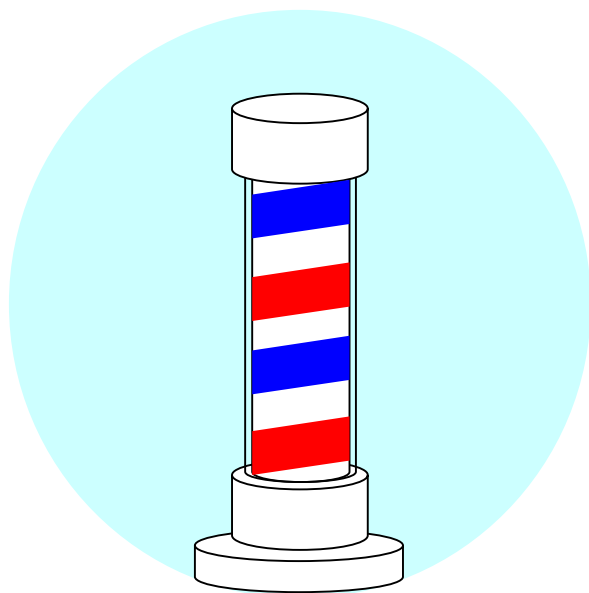


# 理容所開設等手引き

令和8年4月  
高崎市保健所



## 目次

1	理容所の開設等について	1
(1)	理容所の開設について	1
(2)	理容を行う場合に講ずべき措置	1
(3)	理容所について講ずべき措置	2
2	理容所開設等に係る手続き	3
(1)	理容所開設届	3
ア	理容所開設までの流れ	3
イ	届出に必要となる書類	3
ウ	検査手数料	3
エ	理容所開設届記載要領	4
(2)	理容所届出事項変更届	6
ア	届出に必要となる書類	6
イ	理容所届出事項変更届記載要領	7
(3)	理容所廃止届	8
(4)	理容所開設者地位承継届	9
ア	譲渡	9
イ	相続	9
ウ	合併	9
エ	分割	9
3	理容師出張業務届	10
4	理容師免許等の手続き	10

## 1 理容所の開設等について

### (1) 理容所の開設について

理容所を開設しようとする者は、事前に届出を行い、施設の構造設備が理容師法、高崎市理容師法施行条例で定められた基準に適合することの確認を受けなくてはならず、確認を受けた後でなければ営業することはできません。

また、理容師の資格がなければ業として理容行為を行うことはできません。

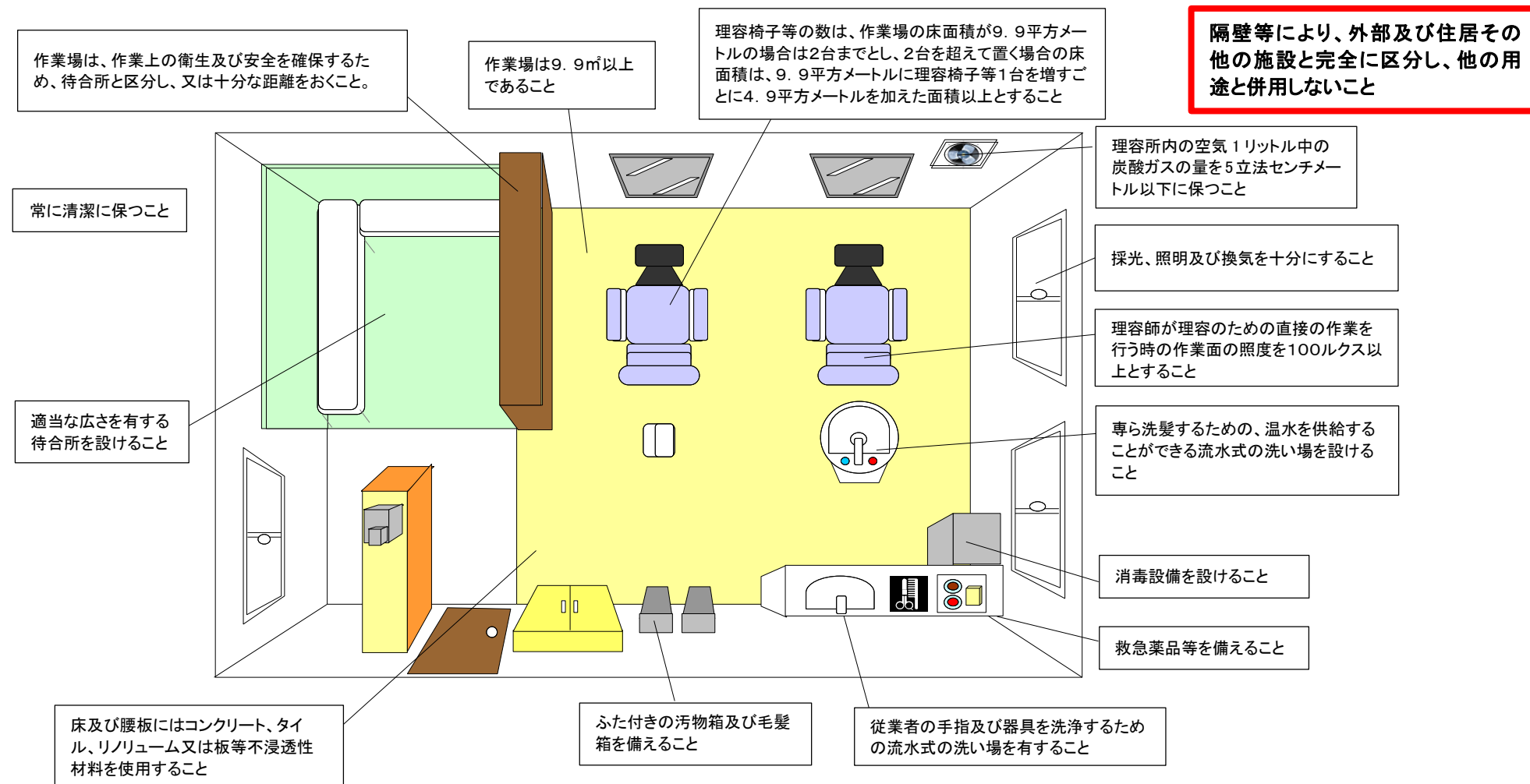
### (2) 理容を行う場合に講ずべき措置

理容師は、理容の業を行うときは、以下の措置を講じなければなりません。

- ・ 皮ふに接する布片及び器具は清潔に保つこと。
- ・ 皮ふに接する布片は、客1人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客1人ごとにこれを消毒すること。
- ・ 清潔な作業着を着用して行うこと。
- ・ 顔面の作業は、マスクを着用して行うこと。
- ・ 手指は、清潔に保ち、直接皮膚に接する作業は、客1人ごとに手指を消毒して行うこと。
- ・ 皮膚に接する布片は、消毒したものを使用すること。ただし、当該布片に代えて紙製品を使用する場合は、清潔なものを使用し、客1人ごとの廃棄すること。
- ・ 客が毛髪等で汚れないよう覆う布は、清潔なものを使用すること。
- ・ 消毒液は、随時取り替え、常に有効な消毒液を使用すること。
- ・ 器具及び布片は、消毒済みのものとそれ以外のものを区分して収納すること。
- ・ 理容師が理容所以外の場所において理容の業を行うときは、外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を携行すること。

### (3) 理容所について講ずべき措置

理容所は、理容師法第12条及び高崎市理容師法施行条例第3条に定める基準に適合してなければなりません。(下図参照)  
また、建築物に係る基準については、建築基準法、消防法等関係法令の基準を遵守してください。



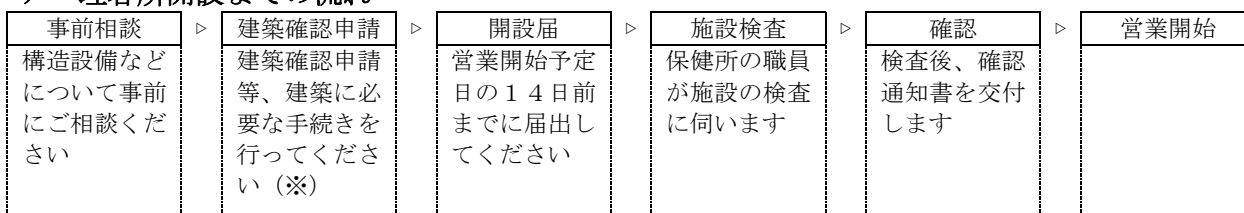
※理容所内でネイルサロン等を併設する場合、別途、必要となる基準がありますのでご相談ください。

## 2 理容所開設等に係る手続き

### (1) 理容所開設届

理容所を開設しようとする場合は、事前に届け出てください。

#### ア 理容所開設までの流れ



※ 理容所に使用する建築物について、都市計画法における用途地域の制限を受ける場合や建築基準法及び消防法令の手続きが必要となる場合がありますので、別途、**高崎市都市計画課(027-321-1269)**、**高崎市建築指導課(027-321-1271)**及び**管轄消防署**へ事前に相談し、必要な手続きを行ってください。

その他の必要な手続き等については、別途確認の上、関係機関窓口へご相談ください。

#### イ 届出に必要な書類

提出書類		部数	注意事項
理容所開設届		1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。
添付書類	平面図	1	構造設備等の配置を記入し、寸法の入った図面
	医師の診断書	1	<u>結核、皮膚疾患の有無に関しての診断書</u>
	理容師法11条の4第2項に規定する講習会の課程を修了したことを証する書類の写し	1	理容師が2人以上いる場合
	住民票の写し	1	開設者が外国人の場合
確認書類	理容師免許証(原本)		理容師全員分
	理容師法11条の4第2項に規定する講習会の課程を修了したことを証する書類(原本)		理容師が2人以上いる場合

#### ウ 検査手数料

使用前検査手数料16,000円を、届出の際に納付してください。

エ 理容所開設届記載要領

様式第1号（第2条関係）

理容所開設届

令和8年4月1日

(宛先) 高崎市長

届出（開設）者 住所 〒370-0829  
 高崎市高松町35番地1  
 ふりがな かぶしがいしゃ たかさきりょう  
 氏名 株式会社 高崎理容  
 効井 ハロ  
 代表取締役 高崎 春子  
 （法人にあつては、その名称、所在地及び代  
 表者の氏名）  
 電話番号 027-381-6116

次のとおり理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

理容所	名称（ふりがな）	榛名理容室（はるなりようしつ）		
	所在地	〒370-3348 高崎市榛名湖町123-12		
	電話番号	027-321-1234		
管理理容師	氏名（ふりがな）	高崎 夏子（たかさき なつこ）		
	住所	高崎市高松町34567番地1		
	理容師免許登録番号	第12345号		
	厚生労働省令に規定する疾病の有無	無・有（ ）		
従業者	氏名	資格等	理容師免許登録番号	厚生労働省令に規定する疾病の有無
	高崎 秋子	管理理容師・理容師・他	第123456号	無・有
		管理理容師・理容師・他		無・有
		管理理容師・理容師・他		無・有
		管理理容師・理容師・他		無・有
		管理理容師・理容師・他		無・有
		管理理容師・理容師・他		無・有
開設予定年月日	令和8年4月30日			

理容所構造設備の概要

作業場の床面積	30	m <sup>2</sup>
待合所の床面積	5	m <sup>2</sup>
作業場と待合所の区分等の方法	壁、棚	
床の材質	クッションフロア	
壁（腰板）の材質	クロス張り	
理容椅子等の台数	3	台
洗髪設備の台数	3	台
手指、器具の洗浄設備の台数	1	台
採光・照明	自然光	人工光
換気	自然	動力
器具等の消毒用薬品等の有無	有	無
蓋付きの汚物箱及び毛髪箱の有無	有	無
救急薬品等の有無	有	無

美容所と同一の場所に理容所を開設する場合は、当該美容所の名称（当該美容所が開設予定であって、当該美容所について美容師法第11条第1項の規定による届出がされている場合（この届出に係る理容所と同時に開設するものとして届出をする場合を含む。）は、当該美容所の開設予定年月日）

該当なし  
**※該当する美容所がある場合、工事（届出）前に必ずご相談ください**

<添付書類>

- 1 理容所の平面図（構造設備等の配置を記入し、寸法の入った図面）
- 2 医師の診断書（結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関するもの）
- 3 管理理容師の設置が必要な理容所の場合は、理容師法第11条の4第2項に規定する講習会の課程を修了したことを証する書類の写し
- 4 開設者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。）

<確認書類>

- 1 理容師免許証
- 2 理容師法第11条の4第2項に規定する講習会の課程を修了したことを証する書類（管理理容師を設置する場合に限る。）

(2) 理容所届出事項変更届

(1) の理容所開設届の届出事項に変更が生じた場合は、すみやかに届け出てください。

ア 届出に必要となる書類

提出書類		部数	注意事項
理容所届出事項変更届		1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。
添付書類	理容所の平面図等	1	構造設備を変更した場合は、変更内容を明らかにした図面を添付してください。
	医師の診断書	1	新しく雇用する場合や省令第19条第1項第6号に規定する事項に変更があった場合は、該当者に係る <u>結核、皮膚疾患の有無に関しての診断書</u> を添付してください。
	理容師法11条の4第2項に規定する講習会の課程を修了したことを証する書類の写し	1	新しく管理理容師を設置する場合
確認書類	理容師免許証（原本）		新しく理容師を雇用する場合
	理容師法第11条の4第2項に規定する講習会の課程を修了したことを証する書類（原本）	1	新しく管理理容師を設置する場合

## イ 理容所届出事項変更届記載要領

様式第4号（第5条関係）

理容所届出事項変更届

令和8年4月1日

（宛先）高崎市長

届出（開設）者 住所 **高崎市高松町35番地1**  
氏名 **株式会社 高崎理容**  
**代表取締役 高崎 春子**

（法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名）

電話番号 **027-381-6116**

次のとおり理容師法第11条第1項に規定する届出事項を変更したので、同条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

理 容 所	名 称	<b>榛名理容室</b>
	所 在 地	<b>高崎市榛名湖町123-12</b>
変 更 年 月 日	<b>令和8年3月31日</b>	
届出事項変更内容	<b>構造設備の変更（※1）</b>	変更箇所： <b>理容椅子の台数変更（3台から5台へ）</b>
	<b>従業者の変更（※2）</b>	裏面のとおり
	<b>管理理容師の変更（※2・※3）</b>	裏面のとおり
	・理容所名称の変更 ・法人代表者等の変更 ・その他（ ） <b>（※4）</b>	

〈添付書類〉

- 1 理容所の構造設備に係る変更の場合は、その概要を記載した図面等の書類
- 2 新しく理容師を雇用する場合は、その者の医師の診断書（結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関するもの）
- 3 新しく管理理容師を設置する場合は、理容師法第11条の4第2項に規定する講習会の課程を修了したことを証する書類の写し
- 4 理容師について、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患に係る届出事項を変更するときは、その旨を明らかにする医師に診断書

〈確認書類〉

- 1 理容師免許証（理容師を新たに雇用する場合又は変更する場合に限る。）
- 2 理容師法第11条の4第2項に規定する講習会の課程を修了したことを証する書類（新しく管理理容師を設置する場合に限る。）

(裏面)

〈管理理容師の変更〉

氏名	高崎 秋子
住所	高崎市高松町35番地1
理容師免許登録番号	第 1 2 3 4 5 6 号
厚生労働省令に規定する疾病の有無	無 ・ 有
変更年月日	令和8年4月1日

〈従業者の変更〉

雇用	氏名	資格等	理容師免許登録番号	厚生労働省令に規定する疾病の有無	変更年月日
	高崎 冬子	管理理容師 理容師 その他	第54321号	無 ・ 有	令和8年4月1日
		管理理容師 理容師 その他		無 ・ 有	年 月 日
		管理理容師 理容師 その他		無 ・ 有	年 月 日
		管理理容師 理容師 その他		無 ・ 有	年 月 日
		管理理容師 理容師 その他		無 ・ 有	年 月 日

退職	氏名	退職年月日	氏名	退職年月日
	高崎 夏子	令和8年3月31日		年 月 日
		年 月 日		年 月 日

### (3) 理容所廃止届

理容所を廃止した場合は、すみやかに届け出てください。

提出書類	部数	注意事項
理容所廃止届	1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。

#### (4) 理容所開設者地位承継届

理容所の開設者について、譲渡、相続、合併又は分割による地位の承継があったときは、遅滞なく届け出てください。

○ 届出に必要なとなる書類

##### ア 譲渡

提出書類		部数	注意事項
理容所開設者地位承継届（譲渡）		1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。
添付書類	営業の譲渡が行われたことを証する書類	1	
	住民票の写し	1	届出者が外国人の場合

※ 届出後、現地調査をさせていただきます。

##### イ 相続

提出書類		部数	注意事項
理容所開設者地位承継届（相続）		1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。
添付書類	被相続人の戸籍謄本若しくは除籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し	1	被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本に届出者及び他の相続人に係る記載がない場合、被相続人の改製原戸籍謄本等も添付してください。 なお、届出者が被相続人の兄弟姉妹である場合は、届出者の親の除籍謄本及び被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本を添付してください。
	相続人全員の同意書	1	相続人が2人以上の場合

##### ウ 合併

提出書類		部数	注意事項
理容所開設者地位承継届（合併）		1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。

##### エ 分割

提出書類		部数	注意事項
理容所開設者地位承継届（分割）		1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。

### 3 理容師出張業務届

以下のいずれかに該当する場合で、理容師が理容所以外の場所で理容の業を行うときは、事前に届け出てください。

なお、理容師が理容所以外の場所において理容の業を行うときは、外傷に対する救急薬品等を携帯してください。

- ・ 疾病その他の理由により、理容所に来ることができない者に対して理容を行う場合
- ・ 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容を行う場合
- ・ 条例で定める場合（社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業として経営される施設その他これに類する施設に入所等している者に対して当該施設において理容を行う場合等）

提出書類		部数	注意事項
理容師出張業務届		1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。
添付書類	医師の診断書	1	理容所以外の場所で理容の業を行うとする者が理容所に従業していない場合のみ、 <u>結核、皮膚疾患の有無</u> に関しての診断書を添付してください。
確認書類	理容師免許証（原本）		理容所以外の場所で理容の業を行うとする者が理容所に従業していない場合のみ

### 4 理容師免許等の手続き

理容師免許や管理理容師についての手続き（新規・書換え・再交付等）は、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先	電話番号等
公益財団法人理容師美容師研修センター業務部 〒135-8507 東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟9F	<管理講習に関する事> TEL：03-5579-6115 <免許申請に関する事> TEL：03-5579-6878 <ホームページ> <a href="https://www.rbc.or.jp/">https://www.rbc.or.jp/</a>

#### 【問い合わせ】

高崎市保健医療部生活衛生課環境衛生担当  
 TEL 027-381-6116（直通）